

第1条（会員）

会員は、ステファニーメンバーズカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオークハウスカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社を銀座ステファニー化粧品株式会社並びにSMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という。）が指定する銀座ステファニー化粧品株式会社の販売店（以下「提携会社」という。）とします。

第3条（提携会社での利用の場合の支払方法）

会員規約第20条(1)の加盟店の支払方法は次のとおりです。

- (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、定率リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。
- (2) 会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

(a) 支払回数（回）	1	2	3	6	8	10	12	15
(b) 支払期間（ヵ月）	1	2	3	6	8	10	12	15
(c) 実質年率（％）	0.0	0.0	4.2	11.6	10.6	10.8	10.9	13.2
(d) 利用代金100円当たりの 手数料の額（円）	0.0	0.0	0.7	3.4	4.0	5.0	6.0	9.0

(a) 支払回数（回）	18	20	24	36	42	48	54	60
(b) 支払期間（ヵ月）	18	20	24	36	42	48	54	60
(c) 実質年率（％）	14.7	15.4	13.4	12.3	12.1	12.3	12.1	11.9
(d) 利用代金100円当たりの 手数料の額（円）	12.0	14.0	14.5	20.0	23.0	27.0	30.0	33.0

（例）利用代金	100,000円	12回払
手数料	$100,000円 \times 6.0円 \div 100円 = 6,000円$	
支払総額	$100,000円 + 6,000円 = 106,000円$	
第1回分割支払額	9,200円	
第2回以降分割支払額	8,800円	

- (3) 定率リボルビング払は、毎月末日にカードショッピングの利用代金を締め切り、次に定める定率リボルビング払の方法により算出して得た額を会社に支払うものとします。会員は締切日の利用代金の残高（以下「利用残高」という。）に対し、3%の返済比率を乗じた額（1,000円単位、1,000円未満切上げ。）を支払うものとします。ただし、支払額は最低5,000円とします。当該支払額には利用残高に対して月利1.2%

(実質年率14.4%)を乗じた額の手数料を含むものとします。弁済金(各回ごとの支払額をいいます。)の具体的算定例は次のとおりとなります。

(例) 当月末日の累積代金残高 300,000円

弁済金	$300,000円 \times 3\% = 9,000円$
手数料充当分	$300,000円 \times 1.2\% = 3,600円$
元本充当分	$9,000円 - 3,600円 = 5,400円$
お支払後の元本	$300,000円 - 5,400円 = 294,600円$

なお、利用残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときの弁済金はその合計額とします。

- (4) (2)(c)(d)の実質年率及び手数料並びに(3)の手数料については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条 (キャッシングサービス利用額の支払方法)

(1) (キャッシングサービスの種類)

キャッシングサービスは、その返済方法により次の種類に区分されるものとします。

- ①利用月の翌月1回払の元利一括返済方式(以下「キャッシング(1回払)」という。)
②毎月元利定額リボルビング返済(以下「定額リボルビング方式」という。)

(2) (キャッシング(1回払)の返済方法)

キャッシング(1回払)の返済額は、毎月末日の金銭の借入れ残高(以下「借入残高」という。)と借入日の翌日から返済期日までの借入残高に対する年18.0%(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)の割合による利息とを合計し、返済期日に会員規約第7条の定めにより支払うものとします。

(3) (ローン(リボ払)の返済方法)

- ①定額リボルビング方式の毎月の定額返済額は1万円以上とし、カード送付時に書面にて通知します。当該返済額には借入残高に対する年18.0%の割合による借入日数に応じた利息を含むものとします。借入日数は、金銭の借入日の翌日又は前回返済期日の翌日から当月の返済期日までとします。
②定額リボルビング方式の利息計算は次のとおりとなります。約定利息=残債務元金×①の利率(実質年率)×借入日数÷365日
③新規に金銭の借入れ又は借入残高がない場合の返済開始期日は、利用月の翌月26日とします。
④借入残高と利息の合計額が、定額返済額に満たないときは、返済額は、その合計額とします。

〈具体的算定例〉

利用可能枠20万円・実質年率18.0%・定額リボルビング払い・最低返済額1万円で1月1日に20万円を利用し、約定通りの返済の場合

- ・返済期間・回数 2年1ヵ月・25回
- ・返済金合計額 243,048円

第5条 (規約の適用等)

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
(2) 会員規約第17条の規定は、本特約を変更する場合に、これを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号

登録番号 東海財務局長(14)第00166号